

消費税の軽減税率に対する準備はできていますか？

商工会議所のホームページから
消費税の軽減税率に関する

映像と音声による本格的な
セミナーが受講できます。

セミナーをご覧いただけます！

生駒商工会議所

検索



ご利用には ID とパスワードが必要です

【ID】 k3067 【パスワード】 3515

セミナー実施期間：2019年6月1日～2019年11月30日

何時でも

何処でも

何度でも

無料

軽減税率対策セミナーラインナップ

1 『複数税率対応レジ導入補助金』
<約45分>

講師：井手 美由樹

2 『軽減税率の基礎知識』
<約45分>

講師：仲光 和之

3 消費税『区分経理の実務』
<約45分>

講師：小野 恵

4 『キャッシュレス決済入門』
<約45分>

講師：井手 美由樹

ステップ1

商工会議所の HP から

商工会議所のホームページより、「軽減税率対策セミナー」のバナーにアクセスしてください。



商工会議所の HP より
軽減税率対策セミナーが何時でも視聴できます。

ステップ2

ID とパスワードを入力

「消費税軽減税率対策セミナー」ページが表示されますので、【ログイン】ボタンをクリックし ID とパスワードを入力して下さい。



ご利用には「ID とパスワード」が必要です。

ステップ3

セミナー視聴

動画と音声による本格的なセミナーが視聴できます。

「忙しくてセミナーに参加できない」「空いている時間に少しだけ勉強したい」などご都合に合わせて何時でも・何処でも・何度でもご利用いただけます。



Apple Mac/
Windows PC
iPhone/Android 対応

軽減税率制度への対応には準備が必要です！



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。 **POINT**

以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う（販売する）事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。

早めの準備をご検討ください。



飲食料品の取扱い（販売）がある

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

● 小売業・飲食業

- 区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

● 卸売業・製造業

- 取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。
- システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

※右の①②③をご確認ください。

飲食料品の取扱い（販売）がない

仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要です。

※右の②③をご確認ください。

1

レジの入替えやシステムの改修

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

⇒複数税率対応レジ導入補助金セミナーを受講して下さい

2

請求書等の記載事項

現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）を売上先に交付していただくことになります。

⇒軽減税率の基礎知識セミナーを受講して下さい

3

帳簿の区分経理・記載事項

2019年10月からは現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

⇒消費税『区分経理の実務』セミナーを受講して下さい

消費税価格転嫁対策・軽減税率制度に関するご相談は下記に

生駒商工会議所

〒630-0257 生駒市元町1-6-12
Tel. 0743-74-3515 Fax. 0743-74-9185
E-mail : info@ikomacci.or.jp
URL : <http://www.ikomacci.or.jp/>